

さけます人工孵化放流に関する古文書の紹介
(8) 半田芳男氏からの寄贈資料と支笏湖保勝会について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 水産研究・教育機構 公開日: 2024-07-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 野川, 秀樹 メールアドレス: 所属:
URL	https://fra.repo.nii.ac.jp/records/2009597

This work is licensed under a Creative Commons Attribution 4.0 International License.



さげます情報

さげます人工孵化放流に関する古文書の紹介(8)

半田芳男氏からの寄贈資料と支笏湖保勝会について

のがわ ひでき
野川 秀樹 (水産資源研究所さげます部門 客員研究員)

はじめに

当所には退職者から寄贈された資料が多く所蔵されており、前号ではその中から明治期における「石狩国石狩郡」のサケの漁獲数に関する資料を紹介しました。

今回も前回に引き続き寄贈資料の中から、北海道において昭和の初めに行われた「さげます人工孵化放流事業」(以下「人工孵化事業」)の国営化に際して、中心的な役割を果たすとともに、北海道鮭鱒孵化場長、北海道庁(以下「道庁」)の水産課長などの要職を務められた半田芳男氏から寄贈された資料の概要と、その中から支笏湖に関するいくつかの資料を紹介したいと思います。

半田芳男氏の経歴

半田氏は明治 21 (1888) 年に秋田市に生まれています。明治 43 (1910) 年に東北帝国大学農科大学(現北海道大学)の水産学科を卒業し、同年北海道水産試験場千歳支場^{*1}に就職します。同場において技術者として人工孵化事業の研究とその実地面への技術の応用に取り組み、昭和 7 年にその成果を著した「鮭鱒人工蕃殖論」を出版しています。その後、道庁の行政官として、北海道における人工孵化事業の国営化に尽力し、北海道鮭鱒孵化場長、道庁水産課長などを務めています。退職後は、北海道さげ・ます増殖事業協会(昭和 42 年にさげます親魚の捕獲採卵事業を実施することを主な目的に設立された民間団体)の初代会長を歴任するなど、明治末期から約 60 年間(昭和 50 年没)にわたって、人工孵化事業の発展に貢献した人物です(半田 1968, 秋庭 1988)。

寄贈資料の概要

半田氏からの寄贈資料は北海道立文書館にも「半田家資料」として、さげます、昆布、ホタテ

に関する明治中期の道庁の公文書を中心に合計 9 点が所蔵されています

当所に氏から寄贈された資料は、年代的には明治後期から大正、そして昭和 20 年代までと比較的長い期間にわたっており、おおよそ次のようなものが中心となっています。

- 人工孵化事業の国営化に関する資料(33 点)
- 人工孵化事業の実施計画、予算及び人工孵化事業取締規則に関する資料(49 点)
- 民間増殖団体の設立と解散に関する資料(25 点)
- 北海道水産孵化場の設立に関する資料(28 点)
- 日本鮭鱒資源保護協会等中央団体の設立に関する資料(12 点)
- 研究協議会及び各種調査に関する復命書(6 点)
- 支笏湖に関する資料(12 点)
- 十勝川製糖会社の廃液被害に関する資料(10 点)
- 十勝川の人工孵化事業に関する資料(12 点)
- さげますの漁獲数や人工孵化事業の放流数等の成績に関する資料(27 点)

その数は合計で 200 点以上に及んでいます。氏が尽力した北海道における人工孵化事業の国営化は昭和 9 年に行われています(北海道さげ・ますふ化放流事業百年史編さん委員会 1988)、この国営化に関する資料に加え、人工孵化事業の毎年の実施計画(河川別・孵化場別の親魚の採捕^{*2}・採卵・放流等の計画)や予算、そして、北海道水産孵化場や民間増殖団体の設立に関するものが過半を占めています。これらに加え、支笏湖におけるヒメマス^{*3}の人工孵化事業や、昭和 4 年に十勝川の孵化場で発生した製糖会社の廃液に起因する収容卵の大量死亡に関する資料も見られます。

^{*1} 明治 21 年に伊藤一隆により石狩川支流の千歳川上流に創設された千歳鮭鱒人工孵化場で、北海道水産試験場千歳支場、北海道鮭鱒孵化場(本場)、水産庁北海道さげ・ますふ化場千歳支場等の組織改編を経て、現在は水産資源研究所千歳さげます事業所となっています。組織変遷については、野川(2015)、大迫(2020)を参照ください。

^{*2} 本稿では、魚類を捕らえることを「採捕」と統一的に表記しました。ただ、引用文において、採捕と同様の意味をなす「捕獲」という文言が使われている場合は、原文のまま「捕獲」を用いています。

^{*3} ヒメマスはベニザケの湖沼陸封型です。姿形が美しく、また、身の色がピンクで刺身などがとても美味しいことから、釣人に人気が高い魚種です(埴山ら 2005b)。

ヒメマスと「支笏湖保勝会」

寄贈資料の中に支笏湖に関する資料が12点含まれています。その中からこれまで紹介されたことがないと思われる、ヒメマスの人工孵化事業に関する資料を紹介したいと思います。

支笏湖におけるヒメマスの人工孵化事業の歴史を調べると、大正11(1922)から大正15(昭和元)年までの5年間、ヒメマスの人工孵化事業に必要な親魚の採捕等を実施した組織として「支笏湖保勝会」(以下「保勝会」)なる団体が登場してきます(菊池1950、黒萩1968)。支笏湖のヒメマス人工孵化事業は、明治27(1894)年から道庁が直営で実施しており、親魚の採捕も自ら実施しています(北海道庁1900、帰山ら2005a)。ところが、大正11年以降は一見奇妙な名称の保勝会なる団体が実施することになります。はたして、どのような経緯でそうなったのか、保勝会は如何なる団体なのか、興味が湧くところです。

千歳市史(更科源蔵1969)及び増補千歳市史(千歳市史編さん委員会1983)を調べてみると、「王子製紙が大正11年にヒメマスの漁業権をとり、捕獲を実施する団体として庶務部長山形武夫名義の匿名組合支笏湖保勝会を結成したこと、実際の捕獲は下請の中村組が行ったが、数年で乱獲によりヒメマスが激減するとともに魚体が小型化し採卵が不可能な状態に陥ったこと、保勝会はプランクトン不足が原因として、硫酸などの肥料をオコタンペ川などから流すが回復には繋がらず、保勝会は自然解消したこと」が書かれています。しかしながら、そこには疑問の解消につながる、保勝会が人工孵化事業に係ることになった経緯等については記述されていません。

このことについて、菊池(1950)に若干の記載がありますが、この内容を裏付ける紛れもない事実が記述された文書が半田氏からの寄贈資料の中にありました。保勝会は大正10年11月10日付けで道庁にヒメマスの「採捕願」を提出しますが、この「採捕願」に添付されていた「副願書」(図1)及び「匿名組合支笏湖保勝会規約書」(図2)に、保勝会が人工孵化事業に係ることとなった経緯や設立目的等が具体的に書かれています。まず前者について、以下に全文を紹介します(句読点を適宜補っています。以下、引用文において同じ)。

副願書

支笏湖ノ風光明媚ナルハ世ニ既ニ定評アリ、畏クモ数次官殿下ノ御遊覧ヲ辱フシ、其他貴顕紳士ノ登覧セラレシモノ亦尠カラス。然ルニ如此本邦屈指ノ勝区モ四圍ノ林地悉ク御料林ニ属スルト、之ガ交通機関トシテ僅カニ王子製紙株式会社専用軌

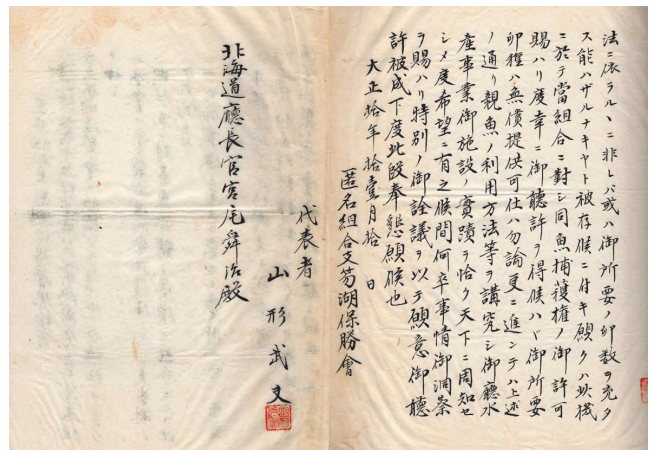
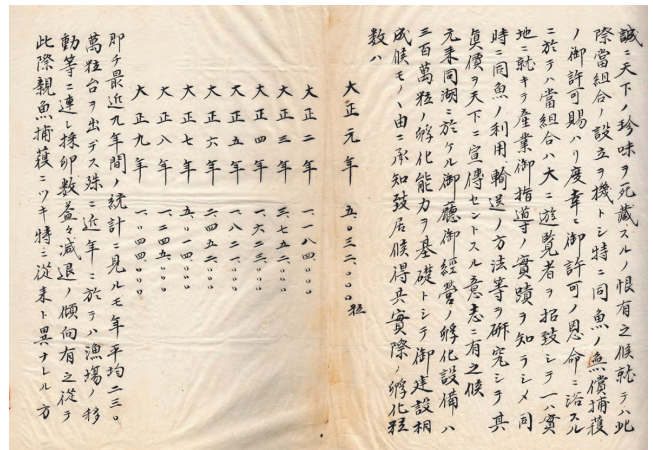
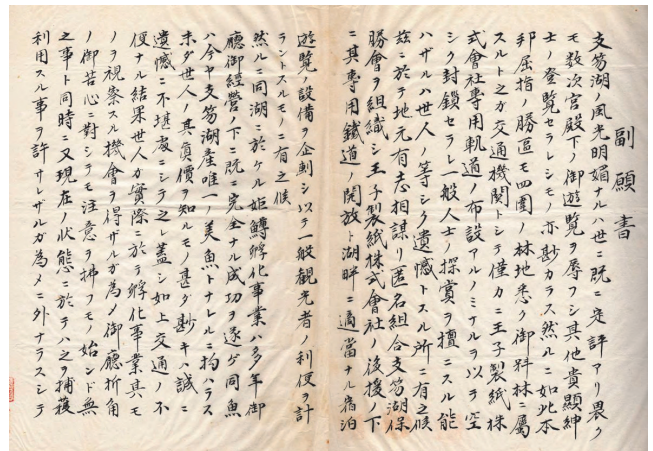


図1. 保勝会から北海道庁長官宛に提出されたヒメマスの「採捕願」に添付されていた副願書。

道ノ布設アルノミナルヲ以テ、空シク封鎖セラレ一般人士ノ探勝ヲ擅ニスル能ハザルハ、世人ノ等シク遺憾トスル所ニ有之候。茲ニ於テ地元有志相謀リ匿名組合支笏湖保勝会ヲ組織シ、王子製紙ノ後援ノ下ニ、其専用鉄道ノ開放ト湖畔ニ適ナル宿泊遊覧ノ設備ヲ企画シ、以テ一般観光者ノ利便ヲ計ラントスルモノニ有之候。

然ルニ同湖ニ於ケル姫鱒孵化事業ハ、多年御庁御経営ノ下ニ既ニ完全ナル成功ヲ遂ゲ、同魚ハ今ヤ支笏湖産唯一ノ美魚トナルニ拘ハワス、未ダ世人ノ其真価ヲ知ルモノ甚ダ尠キハ誠ニ遺憾ニ不堪処ニシテ、之レ蓋シ如上交通ノ不便ナル結果、世人カ實際ニ於テ孵化事業其モノヲ視察スル機会ヲ得ザルガ為メ、御庁折角ノ御苦心ニ対シテモ注意ヲ払フモノ殆ンド無之事ト同時ニ、又現在ノ状態ニ於テハ、之ヲ捕獲利用スル事ヲ許サレザル為メニ外ナラスシテ、誠ニ天下ノ珍味ヲ死蔵スルノ恨有之候。就テハ此際当組合ノ設立ヲ機トシ、特ニ同魚ノ無償捕獲ノ御許可賜ハリ度、幸ニ御許可ノ恩命ニ浴スルニ於テハ、当組合ハ大ニ遊覧者ヲ招致シテハ実地ニ就キテ産業御指導ノ実績ヲ知ラシメ、同時ニ同魚ノ利用、輸送ノ方法等ヲ研究シテ、其真価ヲ天下ニ宣伝セントスル意志ニ有之候。元来同湖ニ於ケル御庁御経営ノ孵化設備ハ三百万粒ノ孵化能力ヲ基礎トシテ御建設相成候モノ、由ニ承知致居候得共、實際ノ孵化粒数ハ

大正元年 五, 〇三二, 〇〇〇粒
(中略)

大正九年 一, 〇四四, 〇〇〇

即チ最近九年間ノ統計ニ見ルモ年平均二三〇万粒台ヲ出デス。殊ニ近年ニ於テハ漁場ノ移動等ニ連シ、採卵数益々減退ノ傾向有之。従テ此際親魚捕獲ニツキ、特ニ従来ト異ナレル方法ニ依ラルハニ非レバ、或ハ御所要ノ卵数ヲ充タス能ハザルナキヤト被存候ニ付キ、願クハ此機ニ於テ当組合ニ対シ同魚捕獲権ノ御許可賜ハリ度、幸ニ御聴許ヲ得候ハバ御所要卵種ハ無償提供可仕ハ勿論、更ニ進ンテハ上述ノ通り親魚ノ利用方法等ヲ講究シ、御庁水産事業御施設ノ実績ヲ恰ク天下ニ周知セシメ度希望ニ有之候間。何卒事情御洞察ヲ賜ハリ特別ノ御詮議ヲ以テ願意御聴許被成下度、此段奉懇願候也。

大正拾年拾壹月拾日

匿名組合支笏湖保勝会

代表者 山形武夫 ㊤

北海道庁長官宮尾舜治殿

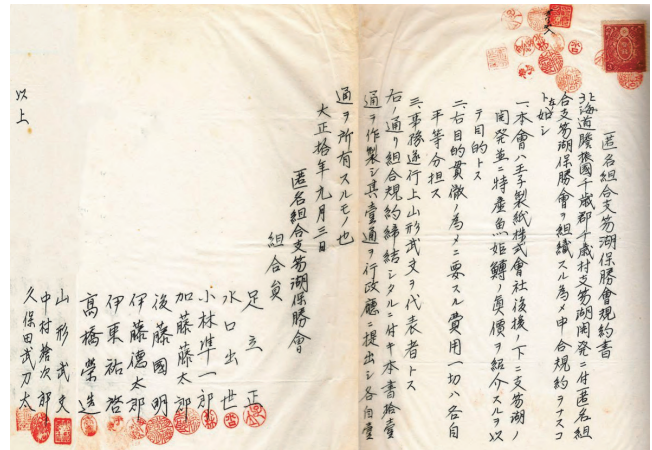


図2. 保勝会の規約書. 3 ページ分を1 ページに合成しています。

長文ですが、要約しますと、支笏湖は風光明媚な景勝地であるが、世の中にその価値が広く知られていない。このため、地元有志で匿名組合支笏湖保勝会を組織し、王子製紙株式会社の後援を得て、宿泊施設の整備を行う等観光客の利便性の向上を計りたい。また、支笏湖におけるヒメマス的人工孵化事業は、道庁による長年の努力により成功を収めているが、ヒメマスの真価とともに世間に知られておらず残念なことである。

については、当組合に採捕の許可をいただければ、ヒメマスの真価や人工孵化事業を世に知らしめることとしたい。加えて、近年、採卵数の減少傾向が見られるが、人工孵化事業に必要な種卵を無償提供するとともに、親魚の利用方法等についても研究を進めたいので、是非許可をお願いしたい、というものです。

道庁にとっては、人工孵化事業の成果の広報、必要な種卵の無償提供等好ましい内容ばかりで、許可を出さない理由が見当たらないように思われます。それだけに果たしてすべて額面通りに受け取って良いものか、と感じるのは筆者だけでしょうか。結果は後述します。

次に、「採捕願」に添付のもう一つの文書、「匿名組合支笏湖保勝会規約書」(図2)を紹介します。千歳市史には、保勝会は王子製紙により設立されたと記述されていますが、規約書から保勝会は11名の組合員により設立された団体であり、王子製紙の後援を得てはいるものの、費用は一切組合員で負担すると明記されており、王子製紙の経済的な関与はなかったものと推察されます。このことから、保勝会の財政的な基盤は必ずしも強固なものではなかったと考えられ、道庁への種卵の無償提供等を行には相当の経費を要することを考慮すると、このことが後述する大量の採捕に繋がった一

因とも推察され、更に考えれば、当初から採捕によって得られる利益を前提に、業務が計画されていた可能性も考えられます。規約書の全文を以下に記載します。

匿名組合支笏湖保勝会規約書

北海道胆振国千歳郡千歳村支笏湖開発ニ付、匿名組合支笏湖保勝会ヲ組織スル為メ、申合規約ヲナスコト左ノ如シ

一、本会ハ王子製紙株式会社後援ノ下ニ、支笏湖ノ開発並ニ特産魚姫鱒ノ真価ヲ紹介スルヲ以テ目的トス

二、右ノ目的貫徹ノ為メニ要スル費用一切ハ各自平等分担ス

三、事務遂行上山形武夫ヲ代表者トス

右ノ通り組合規約締結シタルニ付キ本書拾壹通ヲ作製シ、其壹通ヲ行政庁ニ提出シ各自壹通ヲ所有スルモノ也

大正拾年九月三日
匿名組合支笏湖保勝会
組合員 足立 正^印
(中略)
以上 久保田武刀太^印

ところで、千歳市史には保勝会は山形武夫の名義と書かれていますが、副願書や規約書に見られるように正確には保勝会の代表者です。また、庶務部長という役職から、どこかの会社の職員と考えられますが、苫小牧市史(苫小牧市 1975)から王子製紙の職員であったことが分かります。保勝会は財政的支援は別としても、王子製紙とは緊密な関係にあったことは間違いないと思われます。

ヒメマス採捕に係る法的な規制

(1) 保勝会による採捕は、「漁業権」か、それとも「許可」に基づくものなのか？

明治政府は明治 34 (1901) 年に漁業法(いわゆる旧漁業法)を制定します。当該漁業法において、漁業権については、①専用漁業権、②定置漁業権、③区画漁業権、④特別漁業権の 4 種類が設けられ、その内容は漁業法施行規則に詳細に定められます。①の専用漁業権は地先の定着性のある動植物を漁獲する権利で、従来からの漁獲者や漁業組合に免許されました。②の定置漁業権は定位置に垣網などを敷設して行う建網漁業等で、③の区画漁業権は一定の区域で行う養殖業です。いずれも個人、組合、会社の出願者に与えられました。④の特別

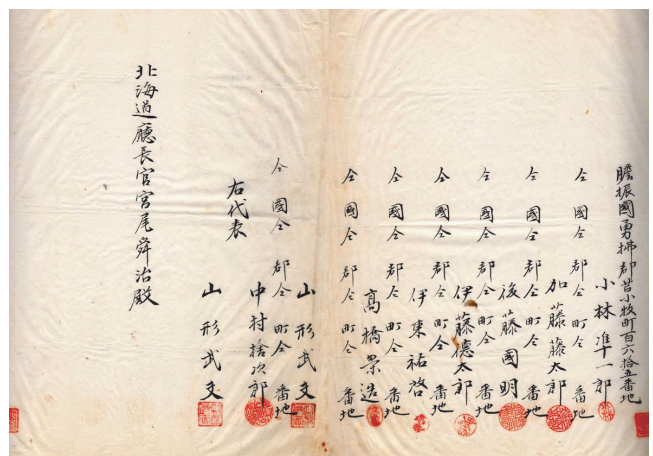
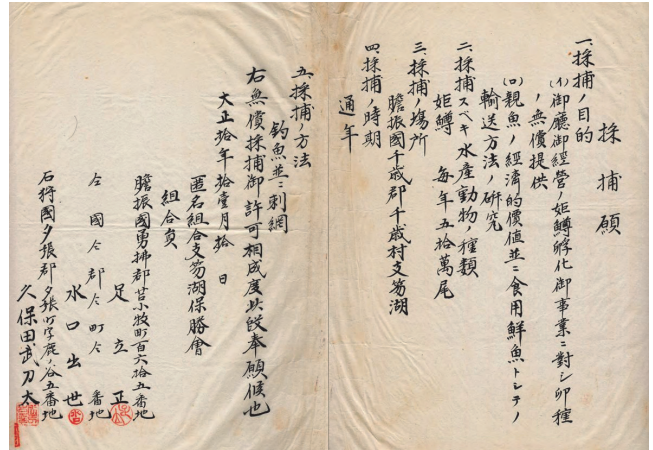


図 3. 保勝会から北海道庁長官宛に提出された「採捕願」。

漁業権は、地曳網場など一定の場が必要となるクジラ漁業、地引網・船曳網漁業などとなっています(出村 2005, 田口 2018)。

ヒメマスの採捕は養殖業には該当しないこと、実際の採捕は釣具と刺網で行われていること、王子製紙は漁業組合には該当しないことなど、採捕の実態や上述の漁業権の内容に照らして考えると、前述の千歳市史や増補千歳市史に書かれているような「王子製紙が漁業権を得て漁業を行った」とは考えづらく、秋庭(1993)も「漁業権ではなく許可に基づく採捕と考えられるが、資料がないので明確には言えない」と述べています。漁業権によるものなのか、それとも許可によるものなのか。「採捕願」(図 3)から、保勝会によるヒメマスの採捕は、許可に基づき行われたことが分かります。「採捕願」の全文は次のとおりです。

採捕願

一、採捕ノ目的
(イ) 御庁御経営ノ姫鱒孵化御事業ニ対シ卵種ノ無償提供
(ロ) 親魚ノ経済的価値並ニ食用鮮魚トシテノ輸

- 送方法ノ研究
- 二. 採捕スベキ水産動物ノ種類
 姫鱒 毎年五拾万尾
- 三. 採捕ノ場所
 胆振国千歳郡千歳村支笏湖
- 四. 採捕ノ時期
 通年
- 五. 採捕ノ方法
 釣魚並ニ刺網

右無償採捕御許可相成度此段奉願候也

大正拾年拾壹月拾日
 匿名組合支笏湖保勝会
 組合員
 胆振国勇払郡苦小牧町百六拾五番地
 足立 正[㊟]
 (中略)
 右代表 山形武夫[㊟]

北海道庁長官宮尾舜治殿

ここで驚くべきは、採捕すべき尾数として、毎年 50 万尾という数値が記載されていることです。

「採捕願」が提出される前年の採捕数が約 3 万尾（黒萩 1968, 帰山 1991）に過ぎないことを考えると、あまりにも大きな数値ですが、この数値の根拠を示す資料はありませんでした。

道庁はこの保勝会からの出願について、現地の担当機関である北海道水産試験場千歳支場（以下「千歳支場」）に意見を聞いています。千歳支場から「当场トシテ将来ニ於ケル種苗供給上、採卵数ノ多大ヲ期スルト共ニ本湖ノ生産額ヲ増加スル点ニ於テ大ニ歓迎スル」との回答を得て、大正 11 年 4 月 13 日付けで許可期間は「大正 11 年から 5 年とすること、親魚採捕の場所や使用漁具等については千歳支場の指示に従うこと、親魚の卵及び精液は人工孵化用として千歳支場に無償供与すること等 11 項目に及ぶ条件を付して、次のとおり許可します。

大正十一年四月十三日付内勸第一九二四号
 指令案
 勇払郡苦小牧町百六十五番地
 匿名組合支笏湖保勝会
 代表者 山形武夫

大正十年十一月十日付願姫鱒捕獲ノ件許可ス但シ左ノ通心得ヘシ

大正十一年四月十三日 長官

- 一 姫鱒ノ捕獲許可ハ、大正十一年ヨリ向ウ五ケ年トス
- 二 親魚捕獲ノ位置及之レカ設備使用漁具及器具ハ、千歳支場ノ指定ニ従フヘシ
- 三～四 (略)
- 五 捕獲セル親魚ノ卵子及精液ハ、人工孵化用トシテ、之レヲ千歳支場ニ無償上納スヘシ、但シ採卵及搾取ハ千歳支場ニ於テ行フヲ以テ、該親魚ハ総テ指定ノ場所ニ運搬スルモノトス
- 六～十 (略)
- 十一 前各項ニ違背シタルトキ又ハ事業上該魚属繁殖上必要アルトキハ、命令条件ヲ追加シ又ハ許可ヲ取消スコトアルヘシ。此ノ場合ニ於テ損害アルモ本庁ニ於テ其ノ責ニ任セス

それでは、この許可はどの規則のどの条文に基づいて発出されたものなのでしょうか、次の「(2) 法的規則の沿革」で述べることにします。

(2) 法的規則の沿革

保勝会へ道庁から採捕許可が出された当時、ヒメマスの採捕にどのような法的規制がかけられていたのでしょうか。前述しましたように、明治政府は全国統一的な漁業制度の要請を受けて、明治 34 年に漁業法を制定します。他方、漁業現場における漁業調整や取締の必要性から、道庁ではそれ以前から、「北海道水産物取締規則」(明治 21 年)、「昆布製造取締規則」(同 26 年)等の規則を定め、北海道における漁業秩序の維持を図ります。明治 30 (1897) 年 11 月には、それまでの漁業の規制に係る諸規則を改廃・整理し、「北海道漁業取締規則」(以下、「取締規則」、庁令第 67 号)を公布します(北海道庁 1937)。この公布以降の規制の実態について見てみます。

庁令第 67 号の取締規則では、第 21 条に「遊漁若クハ自用ノ為メ水産動植物ノ採捕ヲ為スハ願出ニ及ハスト雖モ本則及其地漁業組合ノ規約ニ定メタル制限ニ従フヘシ」と規定され(北海道庁 1899)、支笏湖には当時漁業組合は存在しなかったことから、自用や遊漁によるヒメマスの採捕は、出願の必要もなく自由にできることとなります。この条文は、明治 35 年の改正(庁令第 91 号)で、「遊漁若クハ自用ノ為メ水産動植物ヲ採捕スルモノハ免許又ハ許可ヲ受クヘキ漁業ト同一ノ漁具ヲ用ユルコトヲ得ス且ツ本則及其他ノ法令及其地水産組合ノ定款ニ従フヘシ」(北海道庁 1902)と変更になりますが、やはり漁業組合や免許を受けた漁業もなかったことから、ヒメマスの自用や遊漁による採捕は、取締規則上は何等の規制もなかったと考えられます。

一方、明治 30 年 11 月に公布(庁令第 68 号)

された「北海道鮭鱒保護規則」では、第10条に「鮭鱒ハ自用トシテ捕獲シ又ハ遊漁スルコトヲ得ス」とされ（北海道庁1899）、鮭鱒は自用や遊漁であっても採捕はできませんでした。同条文は明治35年に庁令第86号により「鮭鱒ハ許可ヲ受クルニ在ラサルハ捕獲スルコトヲ得ス」と改正されますが（北海道庁1902）、鮭鱒保護規則では、鮭鱒に関しては採捕の禁止、または、許可が必要とされ、厳しい取扱いとなっています。

この両規則ですが、明治36年3月に「北海道鮭鱒保護規則」は廃止され、この廃止された保護規則の内容等を取り入れた「北海道漁業取締規則」（庁令第41号）が公布されます。石狩川（支笏湖を含む）は同規則第32条に規定するさけますの繁殖を保護する河川湖沼に定められ、同条第2項により「各種の地曳網漁業の禁止」、第33条により「6月1日から翌年1月31日の間、地曳網、刺網、流網、投網、釣等の漁具の使用禁止」が規定されます（佐藤1903）。更に、明治39年12月には「支笏湖漁業ニ関スル件」（庁令第114号）が発出され、「胆振国支笏湖ニ於テハ釣具以外ノ漁具ヲ使用シ又ハ携帯スルコトヲ得ス」と規定され（北海道庁1909）、支笏湖では釣具以外の漁具の使用が一切禁止となります。このような規制が設けられた背景には、支笏湖における釣人の増加があったのではないかと考えられます（菊池1950）。

大正4（1915）年になり、取締規則は全面的に改正（庁令第37号）されます。この改正により鮭鱒の採捕に関して、次のような条文が新たに加わることになります（北海道庁1915）。

第29条 鮭、鮠ハ其ノ漁業ノ免許又ハ許可ヲ受ケタル者ニ非サレハ之ヲ採捕スルコトヲ得ス
根室、千島二国及第25条ニ依リ指定シタル河川湖沼ニ於ケル鱒ニ付テモ亦同シ
（アンダーラインは筆者）

支笏湖は、アンダーラインの第25条で通年を保護期間とする湖沼に指定されます。これにより、ヒメマスが第29条第2項に規定する「鱒」に含まれると解されるなら、たとえ釣りであっても採捕には許可が必要ということになります。

千歳支場は、道庁が保勝会に採捕許可を出した翌月、ヒメマスが第29条第2項に規定する鱒に含まれるのか否か、を道庁に照会しています。道庁は内務部長名で「鮭鱒ハ北海道漁業取締規則ノ所謂鱒ノ内ニ含ムモノト認ム」と回答しています（図4）。

つまり、道庁の保勝会への許可は、この条文に基づくものであり、許可を受けた保勝会のみがヒメマスの採捕することができ、それ以外の何人も

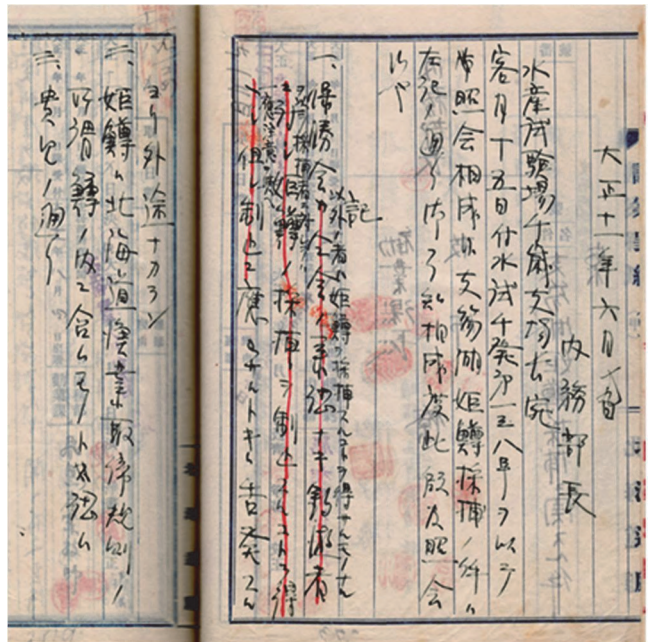


図4. 千歳支場の照会に対する道庁の回答。記の「二。」に「所謂鱒ノ内ニ含ムト認ム」とあります。

許可なく採捕することはできないことになります。

なお、取締規則は昭和3年2月にも全面的な改正（庁令第12号）が行われますが、本改正により第29条は削除され、支笏湖は同規則第35条により魚類の繁殖を保護するための河川湖沼に指定され、通年、地曳網、刺網、流網、延縄、釣、マレップ、魚類の通路を遮断する装置等の漁具や漁法により水産動物を採捕することは禁止されます（北海道庁1929）。ただ、禁止漁具に釣具はなく、釣りは自由に行うことができるようになります。

ちなみに、図4の記の「一。」に「保勝会以外ノ者ハ鱒ヲ採捕スルコトヲ得サルモノナルヲ以テ、採捕者ニ対シテハ一応注意ヲ與ヘ、応セサルトキ告発スルヨリ外途ナカラン」との回答が記述されています。これは、千歳支場からの「支笏湖保勝会ハ、今後同湖ノ釣遊者ヨリ相当ノ料金ヲ徴スル由ナルカ、従来同湖ノ釣遊ニ就テハ何等ノ制限ナク誰人モ自由ナリシガ、同会設置後ノ今日ニテハ、同会ノ証明ナキモノニ対シテハ（仮ヘバ遊料鑑札ノ如キ所持セザルモノ）、同会又ハ漁業監督吏トシテ拒止シ得ンヤ否ヤ」に対する回答です。

前述しましたように、大正4年3月の取締規則の全面改正により、許可なくヒメマスを採捕することはできなくなりますが、この照会文から推察するに、当時、支笏湖では規則の厳格な解釈に基づく、厳しい取締は行われておらず、実態として釣りは自由に行われていたものと推察されます。そのような中、保勝会の出現と同会への採捕許可、加えて、保勝会による遊漁券発行の動き（後述を参照）に伴い、にわかに規則の厳格な運用をせざる

るを得なくなった状況を窺い知ることができます。

なお、昭和 3 年の規則の改正で、釣りは自由にできるようになりますが、昭和 11 年になり、資源の保護を目的に採捕の禁止区間や禁止期間が設けられ、その後も夜間の採捕禁止、一人が持ち込める竿数の制限など様々な規制が加わることになります（秋庭 1993）。

保勝会による採捕等の実績

大正 15（昭和元）年を最後に保勝会による 5 年間の許可期間を終えますが、道庁は北海道水産試験場高島本場（以下「水試本場」）に対して許可期間中における保勝会による採捕方法・尾数等の実績について報告を求めます。水試本場からは、①採捕は釣りの他、全て刺網によって行われたこと、②従事者は主に王子製紙社で木材輸送に携わる者で、その業務の傍らに行われたため、漁具数、従事者数、船数等は判然としないこと、③主な漁場は銚子口、美笛、硫黄山、二ナル、砥石山であったこと（図 5）、④採捕数（人工孵化事業用の親魚の採捕数は含まず）は、保勝会からの年度ごとの報告書に基づき、大正 11 年：137,753 尾、12 年：77,826 尾、13 年：118,797 尾、14 年：44,971 尾の合計で 379,347 尾であったこと、等を報告しています。

採捕数についてですが、報告書の中に最終年（大正 15 年）の尾数の記載がありません。大正 15 年における採捕状況を調査した千歳支場職員波多野技手の復命書によれば、「昨冬以来同湖二於ケル姫鱒ノ捕獲不振ニシテ、夏季中ノ釣獲ノ如キモ不可能ナリキ。保勝会ノ如キハ捕獲皆無ナリシト言フ」とあることから（黒萩 1968）、水試本場の道庁への報告漏れということではなく、この年の採捕数がゼロであったためと考えられます。つまり、

5 年間の保勝会による採捕実績は、

大正 11 年：	137,753 尾
大正 12 年：	77,826 尾
大正 13 年：	118,797 尾
大正 14 年：	44,971 尾
大正 15 年：	0 尾

の合計で 379,347 尾、ということになります。

一方、人工孵化事業用の親魚の採捕数は、大正 11 年：55,000 尾、12 年：29,769 尾、13 年：54,530 尾、14 年：18,300 尾、15 年：2,370 尾であり（黒萩 1968、帰山 1991）、これらを加えると、この 5 年間で併せて 539,316 尾、多い年では約 20 万尾、年平均でも約 11 万尾と、非常に多くのヒメマスが採捕されたこととなります。

水試本場は、保勝会のこのような実績に加え、大正 15 年に採捕数が極端に減少したことから、①保勝会による採捕許可は継続しないこと、②支

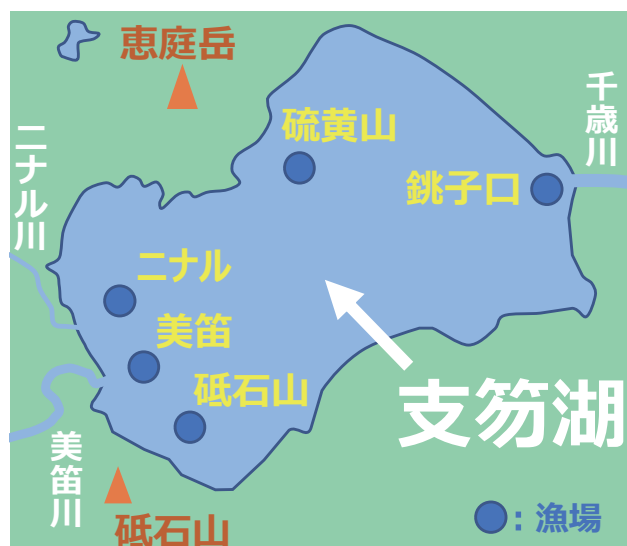


図 5. 採捕が行われた漁場の位置。漁場の位置は新千歳市史通史編上巻（千歳市史編さん委員会 2010）に基づき作成。ただし、硫黄山については千歳市史等の史料にその名称が見つかりませんでした。千歳市史（更科源蔵 1969）に「恵庭岳は全山硫黄」との記述があること、新千歳市史通史編下巻（千歳市史編さん委員会 2019）に当時恵庭岳の麓で硫黄の産出が行われていたことから、恵庭岳を硫黄山と通称していたのではないかと推定し、その位置を恵庭岳の麓に表示しました。

笏湖から千歳川への流下防止対策を施すこと、③数年間、採捕を禁止するとともに、他より移殖卵の移入を行うこと、④餌となる動物プランクトンの発生を助長するための方策を講じること、との意見も併せて提出しています。

なお、保勝会による採捕は、当初の予定とおり大正 15（昭和元）年で終了し、昭和 2 年から従来の道庁による実施体制に戻ります。

実績の最後に、「採捕願」で述べられていたヒメマスの真価の普及、利用等に関して実際にどのような取組が行われたのか、報告のあった大正 11、12 年の取組を紹介します。大正 11 年は鮮魚輸送に必要な氷蔵設備がないことから、採捕魚の約 7 割を鮮魚で苫小牧町の中村組に 1 尾当たり 3～4 銭で販売し、中村組はこれを苫小牧町にて 1 尾当たり 4～5 銭で販売しています。この他に江別町（当時）、岩見沢町（同）でも委託販売を実施しています。残りの 3 割は酒粕漬、焼乾、塩漬に加工し、道内の十勝や北見地方の他、本州の会津若松、豊橋市、信州上諏訪地方の商店へも発送して販売しています。12 年度も前年と同様の取組を行っていますが、特徴的な取組として、東京日本橋で鮮魚販売を試みています。結果は、客車便で発送したにも拘わらず輸送に日数を要し（約 10 日）、

輸送箱にも問題があつて、鮮度落ちが甚だしく、120尾で代金50銭(1尾当たり4厘)という失敗に終わったと記述されています。

遊漁券の発行

これは、あまり知られていない史実と思われませんが、大正11年に保勝会は道庁への事前の相談もなく、突如遊漁券を発行し釣人から遊漁料の徴収を開始します。しかし、事前に全く相談をしていなかったのかというと、そうでもないようで、後に道庁に提出した弁明書のような文書の中に、「遊漁券ノ事ハ、幣方トシテハ余リ問題ニモ致不申候処、相当料金ヲ徴収シテ発行致スモ差支アルマシトノ貴下ノ御内示モ有之」とあることから、非公式とは思われますが、官側から何らかの示唆を受けて行われたものと推察されます。

道庁は、4月13日付け内勸第1924号指令を以てヒメマス人工孵化事業用の親魚の採捕等を目的とする「採捕願」に許可は出しているものの、遊漁料金を徴収して釣りを行うことについては、許可の主旨に反しているとして、直ちに遊漁料金を徴収した人数及び料金等について報告するよう指示します。この指示に対応した報告書は確認できませんでしたが、別途の報告書に発行枚数等の記録があり、それによれば、

1日券：164枚(単価50銭)

7日券：24枚(単価3円)

の2種類の遊漁券を5月20日から7月20日の間に発行しています。なお、7月20日以降は道庁からの指示により、発券を中止しています。

保勝会は道庁に対し、「釣りを生業とする者や禁止されている網漁を行う者が増えており、それらの密猟者を排除するとともに、採捕数を正確に把握するためにも、手数料を取って鑑札を発行し、その所持人にのみに釣りを認めることが必要である。また、手数料は密漁監視並に採卵用親魚の採捕費用の一部に充当することにしたい。」として、改めて8月14日付けで遊漁券発行の許可を願い出ます。しかしながら、道庁は「客月十四日付ヲ以テ別紙願出有之候得共、本願ノ方法ニテハ詮議相成難ク候条、御再考相成度、此段及通牒候也」として、許可しませんでした。ただ、何故「詮議相成難」のか、その理由について書かれたものは綴られていませんでした。

おわりに

明治末期から約60年間にわたって、北海道における人工孵化事業の発展に貢献した半田芳夫氏から寄贈された資料の概要と、その中から保勝会に関する資料を紹介しました。資料は多岐にわ

たっていますが、人工孵化事業の国営化、北海道水産孵化場の設立等の資料が大半で、北海道における人工孵化事業の体制確立に向けて氏が作成、収集した資料が中心となっています。

保勝会に関しては、設立目的やヒメマスの人工孵化放流事業に係ることとなった経緯等については、これまで資料も無く明確に知られてきませんでした。半田氏の資料により、ヒメマスの採捕は許可に基づくものであったこと、短期間であるものの支笏湖で遊漁券による釣りが行われたことなどいくつかの事実が明らかになりました。遊漁券の発行は具体的にどのような方法で行われたのか、実際の採捕を行ったとされる中村組とはどのような組織なのか、興味あるところですが、これらについて書かれた資料を目にすることはできませんでした。いずれにしても、支笏湖における保勝会の取り組みは、支笏湖のヒメマスの人工孵化事業の歴史の中で、一種異彩を放つ特記すべき出来事であり、本資料が今後の保勝会に関する調査に資することを願っています。

引用文献

- 秋庭鉄之. 1993. 千歳と姫鱒. 千歳ヒメマス記念事業実行委員会, 千歳. 121 pp.
- 秋庭鉄之. 1988. 民営事業の衰退, 鮭の文化誌. 北海道新聞社, 札幌. pp. 124-128.
- 千歳市史編さん委員会. 1983. 水産業. 増補千歳市史, 千歳市, 札幌. pp. 721-746.
- 千歳市史編さん委員会. 2010. 支笏湖をめぐる. 新千歳市史 通史編上巻, 千歳市, 札幌. pp. 126-131.
- 千歳市史編さん委員会. 2019. 支笏湖の自然. 新千歳市史 通史編下巻, 千歳市, 札幌. pp. 331-341.
- 半田芳男. 1968. 鹹淡往来. 北水協会, 札幌. 188 pp.
- 北海道さけ・ますふ化放流事業百年史編さん委員会. 1988. 官営移管. 北海道鮭鱒ふ化放流事業百年史. 北海道さけ・ますふ化放流百年記念事業協賛会, 札幌. pp. 468-556.
- 北海道庁. 1899. 捕獲採藻. 北海道庁現行布令便覧 明治31年編 上巻, 北海道庁, 札幌. pp. 1142-1180.
- 北海道庁. 1900. かばちゑっぽの移殖. 千歳鮭鱒人工孵化事業報告, 北海道庁, 札幌. pp. 32-41.
- 北海道庁. 1902. 北海道漁業取締規則. 北海道漁業法規, 北海道庁, 札幌. pp. 3-17.
- 北海道庁. 1909. 漁業法令. 水産法規, 北海道庁, 札幌. pp. 1-114.
- 北海道庁. 1915. 北海道庁公報第139号(大正4年4月7日). 北海道庁公報1 明治35年~昭和2

- 年6月(道立図書館所蔵, 請求記号:DVD//492).
北海道庁. 1929. 北海道漁業取締規則. 水産法規,
北海道庁, 札幌. pp. 77-106.
北海道庁. 1937. 漁業取締と各種施設. 新選北海道史 第四卷, 北海道庁, 札幌. pp. 582-588.
出村雅晴. 2005. 漁業権の成立過程と漁協の役割. 農林中金総合研究所, 調査と情報, 213: 4-8.
帰山雅秀. 1991. 支笏湖に生息する湖沼型ベニザケの個体群動態. 北海道さけ・ますふ化場研報, 45: 1-24.
帰山雅秀・眞山 紘・加藤禎一・小林哲夫・河村博. 2005a. 支笏湖の生物とヒメマス. 「湖沼環境の基盤情報整備事業報告書—豊かな自然環境を次世代に引き継ぐために—支笏湖」, 社団法人日本水産資源保護協会, 東京. pp. 31-68.
帰山雅秀・眞山 紘・加藤禎一・小林哲夫・河村博. 2005b. 我が国におけるヒメマスの増養殖. 「湖沼環境の基盤情報整備事業報告書—豊かな自然環境を次世代に引き継ぐために—支笏湖」, 社団法人日本水産資源保護協会, 東京. pp. 123-155.
菊池覚助(規矩智生). 1950. 孵化場の追憶 支笏湖. 魚と卵, 8: 6-12.
黒萩 尚. 1968. 支笏湖のヒメマスに関する未発表の記録. さけますふ研報, 22: 73-92.
野川秀樹. 2015. さけます人工孵化放流に関する古文書の紹介. SALMON 情報, 9: 39-41.
大迫典久. 2020. 北水研の創設から現在, そして未来へ. 北の海から, 37: 4.
佐藤忠順. 1903. 北海道漁業取締規則. 北海道漁業取締規則解釈, 博光舎, 札幌. pp. 1-49.
更科源蔵. 1969. 千歳市史, 千歳市, 札幌. 927 pp.
田口さつき. 2018. わが国の沿岸漁業の制度と漁業の民主化. 農林中金総合研究所, 農林金融, 866: 2-20.
苫小牧市. 1975. 王子製紙と町政. 苫小牧市史上巻, 苫小牧市, 苫小牧. pp. 924-940.